

総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和4年6月20日(月)午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	宮田 竜二 君	副委員長	今吉 直樹 君
委員	藤田 直仁 君	委員	松枝 正浩 君
委員	前島 広紀 君	委員	有村 隆志 君
委員	仮屋 国治 君	委員	宮内 博 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 松下 太葵 君

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

委員外議員 野村 和人 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	橋口 洋平 君	税務課長	吉永 利行 君
税務課主幹	有村 昭司 君	税務課固定資産税グループ長	用貝 大星 君
税務課固定資産税Gサブリーダー	有馬 貴浩 君	税務課市民税Gサブリーダー	田中 智絵 君
税務課市民税G主任主事	森枝 広喜 君		
地域政策課長	藤崎 勝清 君	地域政策課地域政策G長	横山 雅春 君
地域政策課地域政策G主事	南上 賢斗 君		
市民環境部長	本村 成明 君	清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長	有満 孝二 君
市民活動推進課市民環境政策・国際交流G長	山口 留美子 君	市民活動推進課市民環境政策・国際交流GSL	金丸 哲朗 君
スポーツ・文化振興課長	久木田 勇 君	スポーツ・文化振興課主幹	中島 大輔 君
林務水産課長	市来 秀一 君	林務水産課課長補佐	奥 芳生 君
林務水産課主幹	谷口 誠一 君		
消防局長	細山田 孝美 君	消防局次長兼総務課長	川崎 敏朗 君
消防局次長兼中央消防署長	中野 健一 君	警防課長	松本 哲郎 君
北所長	兒玉 良一 君	総務課長補佐	原田 幸市 君
警防課長補佐	日原 秀顕 君	消防局総務課主幹	池田 康一郎 君
警防課主幹	鏡園 真秀 君	警防課救急救助係長	園田 操 君
総務課総務企画係主査	玉泉 裕太 君	警防課装備係主査	塩満 一樹 君
警防課消防団係主査	満留 秀太 君		

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

なし

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 森 伸太郎 君

8 本委員会の付託案件及び所管事務調査は次のとおりである。

議案第38号 霧島市税条例等の一部改正について

議案第45号 財産の取得について(高規格救急自動車)

議案第46号 財産の取得について(消防ポンプ自動車)

議案第47号 財産の取得について(水槽付き消防ポンプ自動車)

議案第48号 財産の取得について(消防ポンプ自動車)

議案第55号 損害賠償の額を定め和解することについて

所管事務調査 カーボンニュートラルに向けた本市の再生可能エネルギー施設の現状と課題について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前8時56分」

○委員長（宮田竜二君）

ただいまから、総務環境常任委員会を開会します。本日は、去る6月14日の本会議で、当委員会に付託されました議案6件の審査及び所管事務調査を行います。ここで、委員の皆さまにお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました、次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。現地調査のため、しばらく休憩します。

「休 憩 午前8時57分」

「再 開 午前9時45分」

△ 議案第45号から第48号まで 財産の取得について

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第45号から第48号までの財産の取得について審査します。執行部の説明を求めます。

○消防局長（細山田孝美君）

まず、議案第45号については、常備消防における高規格救急自動車の更新、次に議案第46号は、同じく常備消防における消防ポンプ自動車の更新、次に議案第47号も同じく常備消防における水槽付き消防ポンプ自動車の更新、次に議案第48号については、非常備消防における消防ポンプ自動車2台を更新するため、それぞれの財産取得に必要な契約について、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、総務課長が一括して説明いたしますので、よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○消防局次長兼総務課長（川崎敏朗君）

第2回霧島市議会定例会議案、14ページから21ページ、議案第45から48号、財産の取得について、一括して説明いたします。まず、議案第45号は、消防局中央署に配備予定としている高規格救急自動車を隼人町真孝37番1号 鹿児島トヨタ自動車株式会社 隼人店 店長 中村 光伯(ヒロタカ)から3,003万円で取得しようとするものです。次に、議案第46号は、消防局横川分遣所に配備予定としている消防ポンプ自動車を鹿児島市松原町12番32号 鹿児島森田ポンプ株式会社 代表取締役 尾曲 昭二から4,994万円で取得しようとするものです。次に、議案第47号は、消防局中央署に配備予定としている水槽付き消防ポンプ自動車を鹿児島市松原町12番32号 鹿児島森田ポンプ株式会社 代表取締役 尾曲 昭二から7,590万円で取得しようとするものです。最後に、議案第48号は、隼人方面隊日当山第一分団西光寺部及び霧島方面隊霧島分団に配備予定としている消防ポンプ自動車2台を鹿児島市松原町12番32号 鹿児島森田ポンプ株式会社 代表取締役 尾曲 昭二から3,894万円で取得しようとするものです。以上で説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑の際は議案番号をお願いします。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

まず、議案第45号の救急車の件についてであります。寄附金を財源とするという説明であります。この経過について少し説明していただけますか。

○消防局長（細山田孝美君）

寄附の件ですけれども、昨年、一般の方から連絡がございまして、救急車は幾らぐらいするんだ

ろうという話がありました。その中で、お話を伺いますと、救急車を寄贈したいという申出がありました。そして、電話でアポをとって実際お伺いして、話を聞きますと、亡くなられた御主人が生前救急車にお世話になって、その生存中に、救急自動車を寄贈できたらいいねと話があったそうです。その方が、お1人の方で、お子さんいらっしゃらないということで、そして、その関係で、救急車を寄贈の話が進みまして、このような形になった次第であります。

○委員（宮内 博君）

そうすると寄附金の全額で、1台賄うことができるということですか。

○消防局長（細山田孝美君）

全額というわけでもございませんけれども、例年の価格を予想しましてこれぐらいはということでもございます。全額ということではございませんでした。

○委員（仮屋国治君）

数年前も同様の事情で、救急車の寄附があったように記憶しておりますけれども、同一の方ですか。

○消防局長（細山田孝美君）

ありがたい話で、数年前もございました。毎年のようにという過言がありますが、ここ数年、5件ぐらい、申込みがあります。今回は、全く新しい方というか、初めての方です。

○委員（前島広紀君）

この四つの議案とも、指名競争入札ということになっているわけなんですけれども、議案第45号は、救急車ですので、ちょっと違うのかもわかりませんが、46、47、48号は、いずれも消防ポンプ自動車ということになると思うんですけれども、それが全て鹿児島森田ポンプ株式会社ということになっているわけなんですけれども、指名競争入札ということで、46、47、48号に關しまして、何社を指名されたのか、まずお伺いします。

○次長兼総務課長（川崎敏朗君）

業者にありましては5社を選定しました。

○委員（前島広紀君）

46、47、48号全て5社を指名して、その中で全て森田ポンプということ、結果論から言えばそうになっているわけなんですけれども、それは入札価格か何かそういう、例えば価格のことなのか、それかまたほかの要因があるのか。その辺りをお伺いしたいと思います。

○次長兼総務課長（川崎敏朗君）

消防自動車は艤装する特殊車両でありまして、その性質目的は、一般競争入札には適さないという状況にあることから、消防車両を艤装、製造する専務業者ということで、指名を出しました。この5社ですが、過去の経緯、契約実績や契約金額の予定額など、そのようなものを精査し、指名したところであります。

○委員（前島広紀君）

再度お伺いしますけれど5社の中で、やはりそういう評価が一番すぐれていたということで、この森田ポンプに全部なったということですか。

○次長兼総務課長（川崎敏朗君）

適正な入札に基づいて行ったわけですが、やはり、我々消防の要望に対して丁寧に答えてくれる会社ということで選んでおります。

○委員（松枝正浩君）

3月の予算の議決から6月議会に至る間で、今回、議案が上がってきたということで、市民の皆様の安心安全の部分に、大変、早々に寄与していただいているというところにまず心から感謝を申し上げます。そこで、まず指名の基準をお示ししていただきたいと思っております。

○次長兼総務課長（川崎敏朗君）

先ほど前島委員のほうから、質問がありましたけれど、それと関連しますけれど、やはり消防自

動車は、特別な車両ということで、やはり、その性質、目的が、やはり、艤装をするということなので、そのような製造する専門業者の指名という形になっております。なお、日本全国にも何社かあるようですが、本市の入札参加資格者名簿に登録されている業者から、こちらのほうで選びまして、入札という形になっております。

○委員（松枝正浩君）

なぜ私が入札基準を申し上げたかと申しますと、昨年度の令和3年第2回議会定例会におきまして、同じように、契約議案が上がってきております。今回の議案と比べてみますと、辞退の関係になりますけれども、同様の業者が辞退をしているという状況があるんですけれども、そういったところでの検討。辞退をされる状況がありながら、今回、いろいろ、事情があらわれて、指名をされていると思うんですけれども、その辺の辞退を受けての今回の指名が適正であったのかどうか。その辺がどのような判断の下で今回指名をされて、入札をされたのかというところを少し、御説明をいただければと思いますでしょうか。

○次長兼総務課長（川崎敏朗君）

やはり消防機械器具においては、年々、消防隊員の安全並びに装備の使いやすさというものを業者も私たちも目指しているところでありますが、そのような状況の中で、森田ポンプが落札ということになりましたけれど、やはり全国的にシェアが約60%ありまして、かなり信頼できる業者というふうに認識しております。その中で、相当な経験を有して、納入実績のあるということから、指名をさせていただいたということです。

○委員（松枝正浩君）

実績のほうは、よく理解をするところではあるんですけれども、辞退をされるどころ、昨年にも辞退をされて、今回も辞退をされたというような状況があるんですけれども、今後例えば辞退されたところを外していくとか、何らかの消防局内での検討を、今後の指名における検討と言われるものが、例えば、来年度予算の議決がされて、同じような案件があった場合、また同じような指名をしたときに同じような辞退ということが発生するかも、これはわかりませんが発生するかもしれないわけです。そうなったときに、辞退、辞退、辞退とこう来たときに、同じような指名をされるのか、それとも今回のことを受けて、何らかの改善等、指名における考え方、そういったものを改めていかれるようなお考えがまずあるのかどうか、教えてください。

○次長兼総務課長（川崎敏朗君）

やはり消防車両においては、仕様書に基づいて、業者が名乗りを上げてくるということになりますので、そのような業者の都合があるかと思えます。それで私たちの要望に対して、できないというところが、辞退という形になっているというふうに認識しています。

○委員（仮屋国治君）

十数年前の記憶ですので、勘違いでしたらごめんなさい。消防車両の製造メーカーは森田ポンプしかない聞いた記憶があるんですけれども、結局ほかの入札者はそのディーラーだというようなことで説明を受けたような記憶があるんですが、間違っていますか。

○次長兼総務課長（川崎敏朗君）

ポンプ業者は森田ポンプのみではありません。ほかの業者もあります。

○委員（宮内 博君）

松枝委員の質問と重なる部分があると思えますけれど、落札の結果を見ると、辞退者が相次いでいるということで、イズミ商事ですか。3件辞退をされていると。それから熊谷消防設備も4件中3件辞退をしているというようなことになっていまして、実際に特殊な車両ですので、一定の技術力、そして過去の実績と、そういうものがないと、いわゆる消防局からの要望に応えられる力を持っていないということ等が当然あるだろうというふうに思うんですよね。ですから、当然指名をするに当たって、しっかり、これらの消防局側が提案しているものに対応できる業者だというふうに判断されて指名されるという、当然そういうことだろうと思うんですけれども、実際に例えば、熊谷

消防設備のホームページなどを拝見してみますと、消防設備用品の保守点検事業者、あるいは消防用のホース等を取り扱っているというのが主になっているのかなと。あるいは加治木消防設備ですけれど、火災報知機がメインになっているんじゃないかと。イズミ商事も、この火災報知機や、避難救助器具等がメインになって、ホームページで押し出しているわけですよね。ですからもともといわゆる、消防局のほうの期待に応えることができるような、技術力とか、経験とか、そういうものを本当にできるのかっていうことが、一つは、あったんじゃないのかなというふうにこれは類推ですよね。ホームページ等から見ての類推になるんですけれど、そういうようなふうに捉えたわけです。ということは指名の在り方が、一つ改善が求められるということになるんじゃないかと。市姪はしたけれどもいやもう、うちではできませんというようなことですよね。ですから、先ほど全国のシェアの60%森田ポンプが占めているということでありますので、それだけ実績を持っている。全国に信頼されている事業者だというのは間違いないだろうというふうに思いますけれど、ただ、市民の税金をどういうふうに有効に使うかと、そして間違いのないものにしていくのかっていうのが問われてくるわけですので、指名の在り方をやはりこういうことを一つの経験にして、今後変えていかなきゃいけない場面に直面しているんじゃないかというふうに思いますけれど、その辺をどういうふうに教訓としてとらえているのか、今後の方向性もあればお示しいただければ。

○消防局長（細山田孝美君）

先ほども事情を説明していますとおり、消防車両というのは普通の車を解体して、シャシーの部分にいろんな艤装という形で取り付けていくわけです。ですから当然専門的な知識が、技術が必要だということであります。一方、一つの消防車両という既成品が売っているわけではございませんので、そここのところの要望をかなえてくれるところを指定しております。今、御指摘の他の会社の辞退の理由は、全てこちらが掌握しているわけではございませんけれども、やはり車の購入については営業に来られたということも過去にはありましたので、そういう意識はあるんだと思います。ただ、言いましたとおり、専門的な装置とか、今どんどん変わってきていますので、そういう新しい仕組みが、なかなか今のこの落札を辞退されているところは、ひょっとしたら、技術の導入が難しく思われているのかなと思います。ただ、これは指名願が出ているのが、この業者ですので、それ以外に、私どもも掌握しているわけではございませんから、今後今御指摘のようなことがあるとその指名を霧島市のほうに、指名願が提出されている会社が増えてくれば、そういうことも可能なんでしょうけれども、現状の中では、今、この会社が指名願を霧島市に提出しているということで、そこから入札を行っているのが現状でございます。

○委員（宮内 博君）

先ほど指摘あったように、指名願を出しても、ただその件数、5件入札に参加しましたよという既成事実を構築するだけで、現実的には入札に参加しているのは2社とかあるいは3社とかに限られる。あとは辞退をするという、だから、現実には受けることができる事業者という方しか、入札に参加しないということが起きているわけですので、そここのところは、やっぱり受け身ではなくて、それであれば、その事実からどういうふうに出発するのかという形で、変えていかなきゃいけないところに直面しているんじゃないのかなというふうに思うんですよ。その辺のところから聞いているのですが。

○消防局長（細山田孝美君）

はい、今、御指摘のとおりだと思いますけれども、現状では今このような事実がございますので、今後その他市の状況等を調べて、その業者があるのかどうかも含めて、今後また、学んでいきたいと思っております。

○委員（有村隆志君）

今回購入するに当たりまして、前の車の走行距離と、その購入後何年たっているのかというのをそれぞれお示しいただけますか。

○警防課主幹兼消防団係長（鏡園真秀君）

議案第48号のほうから御説明させていただきます。隼人方面隊、日当山第一分団西光寺部の車両は、初年度登録が平成11年9月、走行距離が令和4年6月現在で9,243km。続きまして、霧島方面隊、霧島分団の車両は、初年度登録が平成11年10月、令和4年6月現在の総走行距離が1万5,227kmとなっております。

○警防課装備係主査（塩満一樹君）

まず、議案第45号の救急車についてですが、初年度登録が平成28年度11月、今年で6年目の車両です。走行距離が、6月1日現在で17万1,982kmとなっております。続いて、議案第47号、中央署の更新予定の車両は、初年度登録が平成21年度、現在の走行距離が、6月1日現在で、6万5,146kmとなっております。続いて、議案第46号の横川分遣所のポンプ車ですが、初年度登録が平成21年度、走行距離が6月1日現在で、1万8,294kmとなっております。

○委員（有村隆志君）

横川分遣所について1万8,294kmということで、これは古く使えないということか、不具合なのかそれとも年月が過ぎて、修理の部品がないとか、そこら辺はどういうことだったんですか。

○消防局長（細山田孝美君）

車両の更新については、霧島市消防局で更新基準を設けておりますので、その基準に当てはまった年になっておりますので、更新しております。ただその今言われる、消防車両が今使えないかという現状でございせんが、ただ、度々故障とかは年数を経ていますのであるようになりました。

○委員（有村隆志君）

人員の配置というのが大事になってくるわけですがけれども、横川分遣所、ここには何台の救急車を含めて何台の車両を今置いていらっしゃいますかね。

○次長兼総務課長（川崎敏朗君）

横川分遣所には、消防ポンプ自動車1台、救急車1台、計2台の配備となっております。

○委員（有村隆志君）

ということは、常時2人で動かすということで4人は、昼間も夜もという勤務体制になっており、この勤務体制とそれから人数は何人ですか。

○消防局長（細山田孝美君）

横川分遣所は北消防署の中の横川分遣所という位置付けでございます。総人数が11名、日勤の分遣所長が1名、方班5名5名で、交代勤務をしております。ですので、実際の勤務は、昼間は、4名から5名の日があつたりしますので、その際には、2台運用等が可能なんですけど、基本的には事案優先で行っておりますので、3名のときも多いようでございます。

○委員（有村隆志君）

それから今回タンク付きの水槽付き消防ポンプ車を買われるわけですがけれども、これは水槽付き消防ポンプ車というのは、場所によってはないところもあつたりあつたりするんですが、この配置基準はどのようになっていますか。

○次長兼総務課長（川崎敏朗君）

消防活動のあるべき水準、目標というのは、様々ありますが、現在の配備については、水槽付きポンプ車にあつては、中央署、隼人分遣所、溝辺分遣所、霧島分遣所、北消防署となっているんですけど、やはり、例えば一戸建ての専用住宅の火災というものを想定しますと、出動から放水開始時間というもの的重要視されます。そういうような活動を考えますと、やはり、一戸建ての建物が延焼していると、もし、隣接の建物があれば、次々と延焼する危険があるということで、もし、付近に水利がなければ、やはり家庭に直近して、水槽を装備している車両、すなわち、タンク車と、霧島消防局では、呼称していますが、そのタンク車がございますと、すぐに放水活動ができるという面、そういうような観点から、特に水槽付きポンプ車、いわゆるタンク車、ポンプ車の配備といううちの管内でも様々になっていきますけれども、そういう地域性の実情を考えて配備しております。

○委員（有村隆志君）

また、繰り返しになりますけれども、一応この横川は北署から移動と。やはり山間地なので、やっぱり水の便というのはかなり厳しいんじゃないかと思うのですが、そこら辺の配備はしなくていいのですか。

○次長兼総務課長（川崎敏朗君）

やはり、横川分遣所は中山間地域、山間の集落が多いということで、やはり、すぐに水を出すというメリットもありますけれど、やはり、横川地域は、狭隘道路、道路が狭いということで、なかなか、大型車両が進入できないというデメリットもあります。そのような観点から、横川分遣所には普通のポンプ車ということで配備をしています。

○委員（有村隆志君）

それから先ほど少し出しましたけれども、今回、消防団に配置される2台のポンプ車ですけれども、結局、これは、ポンプを買わなくてもついている車両、ということで、我々が思っていたよりもすぐ性能が進んできていますけれども、その中で、今回、この二つの分団に同じようなものじゃなくて消防団に特徴を持った何か配備というものがあつたのかどうか。

○警防課主幹兼消防団係長（鏡園真秀君）

議案第48号ですが、車両を更新するに当たりまして、消防団の方々にいろいろお伺いしたんですけれども、そのような御要望がなかったので、同じものを今回は入れさせていただきます。

○委員（有村隆志君）

1番気になるのが、やはり無線機だと。3.11で、東北で1,000人の消防団員が亡くなったという事例がありました。だからそこら辺の体制はしっかり出来ているか、どうですか。

○警防課主幹兼消防団係長（鏡園真秀君）

各消防車両に1台ずつ、受令機の無線機はついております。なお、方面隊ごとの幹部、分団長以上にも、小型の無線機の配備は現在のところしてあります。

○委員（前島広紀君）

消防車両の更新のときに、いつも質問されることなんですけれども、更新、買い替えた車の処分の仕方をいつも質問されます。大体はスクラップという話になろうと思うんですけれども、その辺りも確認したいんですが、霧島市内のある病院におきましては、ほかのところで、廃止された救急自動車を購入して、その病院で使っているところもあります。また最近目にしたんですけれども、見次の交差点近くの自動車屋で消防自動車が売られています。そういうこと等もありますので、例えば水槽付きポンプ自動車などの再利用の仕方としては、例えば、畑の水槽に使うとか、いろんな使い方があるのではないかなというふうに想像されるわけなんですけれども、そういう再利用をすることは、まず法的にできないのか。それとそういう検討はしていないのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○消防局長（細山田孝美君）

車両の再利用についてのお話だと思います。毎回、こういう話になって、もう委員の皆さん御存じだと思います。基本的に、霧島市消防局の考え方として、平成29年に財産管理課のほうとも話合いをしております。そういった中で、もう聞かれたかもしれませんが、再度繰り返します。平成16年に総務省消防庁のほうから、消防車両等の適切な管理及び処分についてという文書が発出されました。これは、消防車両が盗難とかにあつて、テロ等に使われ防止しようというのがございました。実際に、長崎県のほうで、救急車がそのまま廃棄処分の救急だったんですけれども、その組合は廃棄したんですけども、そのままの状態、右翼の団体が乗りつけたという事例が発生しまして、そういうことを受けまして、そのときに、全国の消防長会のほうで話がありまして、不要車両の処分ということで、解体等を目的とした抹消、登録の手続、また、消防本部等において、名称を確実に消去するとともに、赤色灯、サイレン及び無線機の撤去を行うということがございまして、私どものところは全国消防長会の会員になっておりますので、それを今守っている状態です。以前はなかなかそのスクラップ処分をしてない状況で、どうしたものかという指摘がございました。

ので、今スクラップ処分をしております。また再度平成26年に似たような文書が来て、全国消防長会のほうから、そのように再度しなさいと、また車を再利用する場合には外国に供与するんだったらいいんですよというような文書が出ましたけれども、私どものところはまだそこまでの考えに至っておりません。見次の消防車も気になって、ちょっといろいろ調べてみたんですけど、あれはある町の消防団車両のようです。この消防団事務というのは我々は市ですので、消防局で行っていただきますけれど、市町村によっては、町役場の当局でやっているところがございますので、そこは、全国消防長会には入っていない可能性もあつたりしますので、それを守ってないというところもあると思います。一方、委員御指摘のとおり、再利用できればなというな、確かにそう思ったりするんですけども、現に今の時点では、我々は全国消防長会の一員でありますので、それを守っているような形で、これまでも説明させていただいております。

○副委員長（今吉直樹君）

議案第46号の17ページの入札状況の結果で、加治木消防設備が無効になっているんですけどこちらの理由を教えていただければと思います。

○消防局総務課主幹（池田康一郎君）

こちらにつきましては入札書の書類自体の使用の間違い、他の入札書に入札額を記入して札が入れられたものでございまして、無効としております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（宮田竜二君）

ないようですので、議案第45号から第48号までに対する質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午前10時23分」

「再開 午前10時25分」

△ 議案第38号 霧島市税条例等の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第38号、霧島市税条例等の一部改正について、審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

議案第38号「霧島市税条例等の一部改正について」説明いたします。議案第38号につきましては、令和4年3月31日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」のうち、同日専決処分を行った、4月1日施行分の改正以外の税制改正に伴う改正になります。その詳細につきましては、引き続き税務課長が説明いたしますので、よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○税務課長（吉永利行君）

税務課に関する議案第38号霧島市税条例等の一部改正について、主な改正点について新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の1ページをお開きください。まず、第18条の4については、不動産登記法の改正により、DV被害者から登記所に申出があった場合、登記事項証明書には「住所に代わる事項」が記載されることとなります。また、登記所から市へ住所に代わる事項が通知されることに伴い、納税証明書等を交付する際には、「住所に代わる事項」を記載する措置を講ずるものです。次に、第33条第4項と第6項の所得割の課税標準については、総合課税又は分離課税を確定申告書の記載によってのみ適用するように改正しようとするものです。次に、3ページの第36条の3の2第2号の個人市民税に係る給与所得者の扶養親族等の申告書については、扶養親族申告書の記載事項に退職手当等に係る所得を有する配偶者の氏名を追加する様式の変更です。第36条の3の3についても記載事項に、配偶者の氏名を追加する様式の変更です。次に、4ページの第73条の2及

び第73条の3につきましても、先ほどの第18条の4と同様に、不動産登記法の改正により、DV被害者から登記所に申出があった場合、固定資産課税台帳の閲覧や記載されている事項の証明書を交付する際には、「住所に代わる事項」を記載する措置を講ずるものです。次に、附則第7条の3の2第1項の個人市民税の住宅借入金等特別税額控除については、法律改正にあわせて期間を延長しようとするものです。次に、5ページの附則第16条の3第2項の上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税特例については、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用することを規定したものです。最後に、附則第20条の2第4項及び6ページの第20条の3第6項については、申告方式の選択に係る規定について改正するものであり、記載があるときに限り課税の特例を適用しようとするものです。以上で説明を終わります。御審査いただきますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

何か所か住所に代わる事項というのがありますけれども、具体的にはどういうものがあるか、お示してください。

○税務課固定資産税グループ長（用貝大星君）

不動産登記法の改正に伴いまして、DV被害者から、登記所に申出があった場合、登記事項証明書においては住所に係る事項を記載されることとなります。これはあくまでも登記所が発行するものでございますので、その場合には、登記所が交付する登記事項証明書では、委任を受けた弁護士等の事務所、支援団体の住所、法務局の住所等が想定されているところでございます。これに伴いまして、固定資産課税台帳に記載されている事項や、納税証明書等についても同様の措置がとられますけれども、これについては、総務省令で定める事項となっておりますが、今のところまだ詳細については決定していないところでございます。

○委員（宮内 博君）

DVの被害を受けていらっしゃる方の安全を担保するための一つの措置だろうというふうに思いますけれども、霧島市でこういう案件に相当するような事例っていうのはいかほど年間あるようなものですか。

○税務課固定資産税グループ長（用貝大星君）

現在、DVに対して支援が必要な方につきましては、我々は今、証明書等の交付が制限されるように設定してございます。これは、市民課が窓口になりまして、そういうDVに対しまして支援が必要な方の情報がそこに集まってまいりますので、交付制限をしているというような状況でございます。今現在、住民票の交付を始め、各種証明書の交付について制限をしているものについては、470件程度でございます。

○委員（宮内 博君）

これは年間ということで理解してよろしいですか。

○税務課固定資産税グループ長（用貝大星君）

累計で470名でございます。

○委員（仮屋国治君）

第33条第4項と6項のところですが、確定申告書の規制によってのみ適用ということは、今までは、合計額の所得額で判断をしていたものを、確定申告書の分離課税と、そのものをちゃんと見極めてから処理するという理解でよろしいですか。

○税務課主幹（有村昭司君）

こちらのほうは、確定申告書のほうで、今のところ申告された金額と、上場株式の配当とか、上場株式譲渡所得につきましては、また住民税申告していただければ、上場株の配当とか上場株式等

の所得については除いて、それ以外のもので課税するというようになっております。

○委員（仮屋国治君）

すいません、余りよく理解できない。今まではどのように判断されていたのですか。今からそうされるということではないですか。

○税務課主幹（有村昭司君）

今までがそのような取扱いをさしていただいております。令和3年分の確定申告の申告書から、申告不要制度ということで、2表のほうに丸をつけるようになっておりました。要はそれを令和6年度から、その適用をなくすということで、改正の予定であります。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第38号に対する質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午前10時34分」

「再開 午前10時35分」

△ 議案第55号 損害賠償の額を定め和解することについて

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第55号、損害賠償の額を定め和解することについて、審査します。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（本村成明君）

議案第55号、損害賠償の額を定め和解することについて、ご説明いたします。令和3年11月27日午後3時10分頃、※※※※※さんが、国分海浜公園の園路をランニング中、園路側溝のグレーチングが破損し、受傷しました。この件に関しまして、市が算定した損害賠償額90万8,947円を市が井上さんに支払うことに応じたため、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。以上、説明を終わらせていただきますが、その詳細につきましては、引き続き、スポーツ・文化振興課長が説明いたしますので、よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

議案第55号、損害賠償の額を定め和解することについて、ご説明いたします。令和4年第2回霧島市議会定例会追加議案の1～3ページになります。事故の概要は、令和3年11月27日、土曜日、午後3時10分頃、国分南中学校陸上部の練習に参加していた当時中学3年生の和解の相手方が、国分海浜公園の園路で練習をしていたところ、ソフトボール場東側、センター後方付近の側溝をランニング中、踏んだグレーチングが腐食のため破損し、左ヒザ下を負傷したものです。直ちに霧島市立医師会医療センターに救急搬送され、14針縫う治療が行われました。通院、リハビリ期間中も相手方の保護者と、通院やリハビリの状況確認の電話連絡を行っていましたが、3月末にはリハビリも終え、4月からは高校での学校生活も始まり、高校でも陸上部に入部し競技を始めることが出来るようになり、今回の和解に至ったという次第でございます。事故の原因ですが、指定管理者である施設管理公社による普段の安全確認が不十分であり、グレーチングが腐食して破損することが確認できていなかったことが一番の原因でございます。以上で説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

グレーチングの腐食が余り見たことがないほど腐食しているわけですがけれども、これは、海のそ

ばということで、塩害なのかなという気もするんですがその辺のところと、あと同時に交換された、ほかの3か所のグレーチングもこのような状況であったのかどうか、確認させてください。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

今おっしゃったように、塩害もやはり、理由の一つではあろうかと思えます。ただ、海浜公園が昭和59年にオープンしております。その間、側溝ですとか、グレーチングの取替え、そういうのを行ったかどうかというところは確認ができていないんですが、経年劣化、それも原因の一つではないかと思っていますところです。ほかの3か所も同様でございます。

○委員（松枝正浩君）

議会のほうでも、度々申し上げているところであるんですけども、各施設の修繕計画、市の直営はないにしろ、指定管理を含めての修繕計画を作っている状況っていうのが、今どのようになっているのかお示してください。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

修繕計画というものを今現在、すいませんございません。悪いところを直しているという状況なんですけれど、今年度、長寿命化計画、来年までかけて策定予定なので、策定された際には、10年間の修繕計画というものもでき上がっていくのかと思われれます。

○委員（松枝正浩君）

あわせまして、今回、スポーツ文化振興課の施設で、ちょっとこのような痛ましい事故が起こったということで、あわせて、被害者の方、少しまだ違和感があられるということも、現地でお聞きをしたところでもあります。ただ、先ほど説明の中で、この施設管理公社が管理をしている全ての施設については、点検を行ったということを現地でお聞きしたところでもありますけれども、施設管理公社が幾つか管理しているところではあるんですが、やっぱり全庁的に、ほかの施設というのもまた気になる場所でもありますけれども、この辺のところ例えば全庁的に呼びかけて、施設の維持管理についての調査を行ったのかどうか、お示ししていただけますか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

昨年12月上旬に、財産管理課長名で、各施設に定期的な安全確認の点検、それから施設点検について、マニュアルに基づいて、確実に実施するよということ、出されたところでございます。

○委員（前島広紀君）

先ほどの仮屋委員の質問とも関連しますけれども、ほかの3か所も似たような状態だったということで、取り替えたという説明でしたけれども、この先ほどの現地視察におきまして、松枝委員と現場で話したんですけれども、この写真でこのカラーコーンがあるところ、今回、改修したのは丸のところですね。ちょっと後ろのほう、カラーコーンが置いてあるところを、現場で確認したわけなんですけれども、私も、松枝委員も、土木関係にかなり経験があることで、この現地を見たところでは、この受け枠っていうんですけれども、周りの腐食がもう完全に進んでいましたよね。予備軍だよという話で、現場で話したわけなんですけれども、グレーチングっていうのは受け枠があってその中に四角の鉄板があるわけなんですけれども、その受け枠が腐食していることを確認したわけですし、言いたいのは、誰が現地を確認するのか。こういう事態が起きている現場において。全ての現場はできないかもわかりませんが、こういう現実がある現場におきましては、それなりの専門家を交えて、点検をしたのかどうなのか。その辺りをお伺いいたします。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

今の質問でございますけれども、専門家による検査、点検は、この後はしてございません。施設管理公社がまず全体の施設をしてもらって当然市のほうでも、こういった痛ましい事故がございましたので、この現場全てグレーチングを確認させてもらいました。確かに、委員がおっしゃるように、腐食していて、腐食が進んでいるところを中心に、素早く今年の12月に修繕を行ったところで、今後も、そこについては施設管理公社のほうに確認いただきながら、適宜、必要であれば、当然修繕をしていくというふうにお考えいただければと思います。

○委員（前島広紀君）

それでは、またこういうことが起こりかねないというふうに、今日現場で感じたところなんです。2人で話したのは、また起きる予備軍だよなって。そういうことを、やはり、何度も言いますけれど、こういうことが起きた現場においては、専門家を交えて、点検をするべきじゃないかなと思いますし、先ほども言いましたようにこれはもう取り替えるべきだと、私は、土木技術者として、進言したいと思います。それと、グレーチングの鉄板というのは、昔は、恐らくここもそうだったと思うんですけども、生鉄だったのですよね。今はドブ漬け、今入れ替えてあるのはドブ漬けの鉄板です。やはり、今ここにあるのも、普通の鉄です。やはりその辺りは、こういうことが起きた現場においてはちゃんと対応するべきではないでしょうか。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

アドバイスいただいたとおり、修繕に向けて検討していきたいと思います。

○委員（有村隆志君）

施設管理公社が管理している物件数は何件あるんですか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

スポーツ・文化振興課関係では、現地調査いただきました国分海浜公園、それから、南公園ここはソフトボール専用の場所でございます。それから、北公園、こちらはグラウンドでしたりテニスコートがございます。あと、広瀬の国分児童体育館。それから春山緑地公園を管理していただいているところです。

○委員（有村隆志君）

それぞれ公園に、海浜公園であれば誰か、現場事務所か何かあってそこに常駐しているんじゃないんですか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

委員がおっしゃったとおり事務所がございまして、職員がそこに複数名おります。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

補足します。海浜公園は事務所がございまして、常駐しています。南公園は、予約関係も全て海浜公園で数えております。北公園も事務所がございまして。国分児童体育館も事務所があつて、必要な場合だけ管理人が常駐する形になります。利用される場合だけです。あと、春山緑地公園も事務所があつて事務員が常駐しております。

○委員（有村隆志君）

それとあそこもじゃないですか、公園で広瀬のコミュニティ広場も管理してなかったですか、施設管理公社。ここはまた違。ちょっと質問を変えます。まず今回点検が出来ていなかったということですが多分、お金がかかる部分でしなかったのかなと思いますけれど、ここについては多分、管理費として、お願いした場合は10万円までは、管理されている方が、できるようになっているので、順次変えていけば、出来たのではないかと思うんですか。値段が高かったのかそこら辺の検討は全然されていなかったのか、お聞きします。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

こちらの件は、点検漏れということでございます。ちょっとグレーチングが腐食しているところまでは確認していなかったと。遊具を中心に熱心に点検はしてくださったところなんですけれど、このグレーチングの確認までちょっと至らなかったということで、そういう修繕する云々の検討までは至っておりませんでした。

○委員（有村隆志君）

今後、点検されてということですが、やはりこれが、本当に痛ましい事故になるとまた本多大変ですので、その点検については、課内でしっかりとその対策をとるようすべきだと、やはり最後は市が責任があるわけですよね。だから、それであれば、市として、やっぱり、たくさんあるから一遍にはいけないでしょうけれど、1年に一つずつはきちっと、そういった技術の専門家

なりとすべきじゃなかったんですか、どうですか。

○市民環境部長（本村成明君）

もう正しく御指摘のとおりでございます。先ほど課長が、昨年12月に財産管理課長名で文書が出たということを申しましたけれども、今年度からは、この文書を受けまして、スポーツ文化振興課所管の指定管理に出している施設全てに周知をして、市で定めております施設点検マニュアル、これに沿った形の点検をするように強く求めたところでございます。今の御指摘を受け止めまして、さらに、指定管理者と連携をとって、安全な、施設利用ができるように努めてまいります。

○委員（宮内 博君）

皆さん共通して、問題意識を持って、指摘されているんですけど、今、部長からありましたように、施設点検マニュアル。これに沿ってきちんと点検管理をするようにということで、徹底をしたということですが、その点検マニュアルというのは以前から恐らくあったんだろうというふうに思いますが、塩害の影響を受けるような施設は老朽化も早いわけですよ、こういうものについては。ですから、一つの盲点だったんじゃないのかなと。目的意識的に、安全性を確認するというのであれば、これほどさびていけば、これは何とかしなきゃいけないんじゃないかというふうな手立てを打てるものだったというふうに思うんですけども、再度、強調して、施設点検マニュアルに基づいた対応するようにというふうに徹底をするということですが、その辺の件については、どんなことで、再度強調されたのか、お聞きしておきます。

○市民環境部長（本村成明君）

この事故がありましてから、すぐの庁議だったと思いますけれども3役、関係部長含めた庁議の中で、当時の担当課長の上小園課長のほうから、先ほど遊具の点検は念を入れていたということをおし上げたんですけども、今盲点という言葉もございました。普通、沿道、ランニングをするとか、個人的にウォーキングをされたりとか、個人で走る方もおられ、今回は中学校という団体でしたけれども、そういうときには、当然御想像のとおり、利用申請とか個人で申請はなさらずに、国分陸上競技場の周りもそうなんです、夜をウォーキングをされる方もおられますけれども、ランニングをされる方なんか、自由に入出入りして走ったりされるわけでございます。そういうところの、非常に走路自体は結構広いんですけども、たまたま、最短距離の内側を通ったということで、そういう意味では、確かに、盲点と取れるべきものだと思います。ただしそういう言い訳はできませんので、当時の上小園課長が、このような事故があったということで、もう指定管理施設、当然庁内いろいろありますので、全ての分野を含めて、そういう外周路も含めて、点検を徹底しようということで、問題提起はしまして、その後、このような対応をしてきたということでございます。

○委員（藤田直仁君）

この指定管理者の責任関係がよくわからないので教えていただきたいんですが、この損害賠償は霧島市が全額支払うということになるわけですよ。指定管理者というのは何か何らかの責任を負うことはないんですか。そこの辺りをちょっと教えていただいてよろしいですか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田 勇君）

当然公共施設は市の所有する施設でございます。おっしゃったように、指定管理者に、その施設管理公社なりに、管理運営してもらっているところなんです、ただ市の施設であるということで、今回の損害賠償というふうになっております。

○市民環境部長（本村成明君）

少し書物がありますので、今の藤田委員の御質問に答えられる部分があると思います。読みます。遊具の不具合等によって発生した損害については、自治体が公の施設の設置管理者として、国賠法の2条第1項により、また、指定管理者は、建物の占有者として民法717条第1項により、賠償責任を負います、両方が負います。自治体と指定管理者は被害者に対して、不真正連帯債務という特殊な形態の賠償責任を負うこととなります。

○委員（藤田直仁君）

わかりやすくちょっと説明してもらっていいですか。

○市民環境部長（本村成明君）

要するに、両方に同じように、賠償責任があるということです。ただしその続きがありまして、被害者は両者の責任割合にかかわらず損害の全てについて、どちらへも賠償を求めることはできますが、実際には、自治体に損害賠償を求めてくるケースが圧倒的に多いと。いうふうになっておりますので、今回も、被害者の方は、市に対して損害賠償を求められたということです。

○委員（松枝正浩君）

お願いがあるんですけども、先ほど答弁であったマニュアルの中の点検項目ですね。どのような物が点検対象になっていたかという書類を、委員長にお願いして、出していただきたいんですけど。

○委員長（宮田竜二君）

それは、提出できますか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

すぐに準備いたします。この委員会だけでよろしいですか。

○委員長（宮田竜二君）

はい。しばらく休憩します。

「休 憩 午前10時55分」

「再 開 午前10時56分」

再開します。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、議案第55号に対する質疑を終わります。

「休 憩 午前10時56分」

「再 開 午前10時57分」

△ 自由討議、議案処理

△ 議案第38号 霧島市税条例等の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議に入ります。まず、議案第38号、霧島市税条例等の一部改正について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第38号、霧島市税条例等の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第38号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第38号について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第45号から第48号まで 財産の取得について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第45号から第48号までの財産の取得について、一括して自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

委員会審査の中でも申し上げたんですけど、消防自動車の入札の関係ですが、指名業者が5社あるわけです。そのうちの2社については、3件の消防自動車の入札に指名をされているんですけど、この3件中3件とも辞退をしている事業者が入っているということでもあります。それで実際、競争性がしっかり担保されるかということの疑問につながることもありますし、指名が適正であったのかどうかということについても、今後にかさなければいけない問題だというふうに思うんですね。それで、そこのところはしっかり委員長報告の中でも、出していただいて、今後は、同じような事例がないような形で改善をしていただくように、委員会としても、意見を上げるべきではないかなというふうに思います。

○委員（松枝正浩君）

今、宮内委員が言われたように、私自身も、やはり指名の基準、指名の在り方を少し検討していくべきじゃないかと思しますので、その点を委員長のほうにお願いをしたいと思います。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第45号、財産の取得について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第45号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第45号について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第46号、財産の取得について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第46号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第46号について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第47号、財産の取得について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第47号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第47号について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第48号、財産の取得について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第48号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第48号について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第55号 損害賠償の額を定め和解することについて

次に、議案第55号、損害賠償の額を定め和解することについて自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○副委員長（今吉直樹君）

今回の件は、指定管理者の点検の漏れ、視点が不足していたということが大きな原因として挙げられていたと思います。今後指定管理者が交代する時期というのもまた来ますし、そのときの選定の在り方、過去5年間の実績や、今後どういうふうに安全を確保するのかという視点を、指定管理者の評価基準に入れていっていただきたいと、評価方法を改善していただきたいことを求めています。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第55号、損害賠償の額を定め和解することについて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第55号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第55号について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で議案6件の審査を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（宮田竜二君）

次に委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は議案番号と、その内容を御発言ください。

○委員（仮屋国治君）

自由討議で出されました3件の意見は付け加えていただきたいんですけども、ただ今吉副委員長のおっしゃった部分について、安全管理の基準点があるかないかというところ、あるような気がいたしますので、もしそのようなところが既にあるようでしたら、言い回しを変えていただければというふうに思います。

○委員（松枝正浩君）

スポーツ文化振興課のほうから提出されたチェックシートを見てみますと、建物の1の部分ですけども、建物の敷地の部分に関して書いてはありますけれども、恐らく建物に近い敷地のことをし、指しているんじゃないかというふうに思います。幅広く、全体的な施設の敷地についても、点検をしっかりとさせていただくように、また、このチェックシートの改善、改良なりを求めるとともに、安心安全をしっかりと図っていただきたいということを申し添えておきます。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ただいまの御意見を織り込むこととし、報告については、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。今回付託を受けた議案6件については、6月30日の本会議で、表決となりますので、その日に、委員長報告を行います。これで付託された案件の審査を終了します。しばらく休憩します。

△ カーボンニュートラルに向けた本市の再生可能エネルギー施設の現状と課題について

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に「カーボンニュートラルに向けた本市の再生可能エネルギー施設の現状と課題について」、所管事務調査を行います。執行部の説明を求めます。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

所管事務調査に当たりまして、事前に委員長及び副委員長と打ち合わせをさせていただきました。その結果を踏まえ、本日は、再生可能エネルギーに関する国の動向、本市内における再生可能エネルギー発電設備の設置状況、ガイドラインや条例に基づく施設設置に係る事務手続き等に関する資料を作成しておりますので、よろしくお願ひします。はじめに、再生可能エネルギーに関する国の動向等についてご説明します。資料1ページをご覧ください。再生可能エネルギーとは「太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス」のエネルギー源を変換して得られる電気であり、これらの資源はエネルギー源として永続的に利用することが認められるものとされています。資料2ページには、これらの再生可能エネルギー別の特徴として、メリット及びデメリットを記載しておりますので、ご確認ください。資料3ページをご覧ください。政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、その中で、再生可能エネルギーの主力電源化に向け、2030年までに温室効果ガスの排出量46%削減、電源構成の再エネ比率36~38%を目標に取り組むこととされています。次に、霧島市における再生可能エネルギー発電設備の設置状況についてご説明します。資料の4ページをご覧ください。こちらは、資源エネルギー庁が公表している令和3年12月末時点のデータに、市が把握するFIT設備認定を受けていない設備を加え、「霧島市内の発電設備状況」として整理したものです。「導入件数」及び「設備容量」の欄をご覧ください。太陽光発電は8,103件で27万9,792kW、風力発電は4件で6,058kW、水力発電は12件で18,319kW、地熱発電は3件で30,150kW、バイオマス発電は2件で7,350kW、合計8,124件で総認定設備容量は34万1,669kWです。次に、年間発電量の欄には、設備利用率から算出した年間発電量の推計値を掲載しており、合計で67万7,737MWh（メガワットアワー）となり、環境省が公表している1世帯当たりの平均年間電力消費量4,322KWhで試算しますと、約15万6,812世帯分の電力量となります。続いて、霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインについてご説明します。本市では、再生可能エネルギー発電事業と地域の良好な環境が構築されるよう適切な管理を促すとともに、設置に関連する法令等の事前確認の実施及び届出等が図られることにより、適切な措置等が行われることを目的として、平成28年に太陽光、風力、水力、バイオマスを対象とする「霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」を策定しました。ガイドラインには、関係法令の遵守や市との協議、災害の防止や景観、生活環境の保全等に関する配慮事項、説明会の開催や近隣関係者等との合意形成等を明記しています。なお、ガイドラインは、災害の防止、健全な生活環境の保全、自然や景観等の保護を図り、より一層、地域と調和した発電設備の導入を促進するため、令和3年6月1日に改正を行ったところであり、当該改正内容についてご説明します。資料5ページの「事業者への周知用チ

ラシ」をご覧ください。ガイドラインの対象となる太陽光発電設備について、発電出力が「1000KW以上のもの」から「50KW以上のもの」に拡大するとともに、「災害防止及び自然風景地の保護の観点から設置を避けるべき土地」や「撤去・処分費の確保」等を追記するなどの見直しを行ったところです。資料6ページには、ガイドラインにおける主な手続きのフロー図を記載しておりますので、ご確認ください。次に、地熱発電についてご説明します。本市では、FIT法による太陽光発電の買取価格低下により、市特有の地熱を利用した発電事業への転換による乱開発が危惧され、温泉資源の適切な保護及び適正な利用を図ることを目的に、平成27年10月に、霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例を施行しました。地熱発電設備の設置等に係る手続きについては、先ほど説明したガイドラインの適用外としており、本条例に規定する手続きにより審議等を実施します。審議の流れ等について、資料の下段のフローに沿って説明します。市長は、発電事業者からの事業計画の提出がなされた後、識見者及び地域住民、温泉関係団体、環境関係団体の代表で構成する調査検討委員会に諮問を行います。この際、特に専門的事項について調査が必要な場合においては、同委員会の識見者4名で構成する専門部会が開催されるケースもあります。これらの調査検討委員会や専門部会での審議を経て答申がなされ、当該答申等を踏まえ、市長は同意の可否を行うこととしております。なお、従来、調査検討委員会の開催は、事業計画の提出があった場合のみに限定されておりましたが、令和3年4月の条例改正により、事業計画の提出の有無にかかわらず、市長の諮問により、調査検討委員会や専門部会での審議を行うことができることとしたところです。以上で説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○委員長（宮田竜二君）

委員長席を交代します。先ほどの口述の両面印刷になっていますけれど2ページ目のほうの、ちょうど上、年間発電量の件で、ここに書いてあるのが合計で67万7,737MWとなりということが書いてあるんですが、これでいくと1世帯当たりの年間消費量で15万6,000世帯の消費量に相当すると書いてあるのですが、これは本市の再生可能エネルギーですよ。そうすると、先ほど説明ありましたように、霧島市で6万2,000世帯なんで、本市の世帯全体の2倍のやつを再生可能エネルギーだけで賄っているというに捉えてしまうんです。誤解しやすいので説明をお願いします。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

あくまでも世帯数ですとこういう数字になりますという説明でございます。今委員から御指摘のありましたとおり、説明不足があるかと思えます。いわゆる工場のほうに電力を供給している数字等も出てまいりますので、大規模な工場等で電力が使われていれば、一般家庭の分は、どうしても減ってくるということになります。それと、これはもう今、九州電力でも公表ができておりませんので数字を把握できておりませんが、電力の自由化になっておりますので、霧島市の再生可能エネルギーで発電されたけれども、それを市外のところへ供給している場合、あるいは当然九電に売電はして九電から各世帯、市外の各世帯に売電されている場合もありますので、ここでの数字というのは、あくまでも、計算としてはこういう数字になりますよということになります。今委員長のおっしゃるとおり、この説明だけでいくと、オーバーフローしているんじゃないかということになりますので、工場があるということと、それから市外への供給、そういったものもあるということを御理解いただければと存じます。

○委員長（宮田竜二君）

委員長席を戻します。

○委員（宮内 博君）

同じところになるんですけど、ここで示されている4ページのカラー刷りの資料のところの部分を口述でも説明をしているわけですけど、特に自然環境に影響されやすい太陽光であるとか、あるいは風力であるとか、そういう部分というのは、これはあくまでも設備容量等が書いてあって

年間発電量というのはそれぞれ個別具体的に示されているんですけど、その辺を加味したものになっているのかどうかと。例えば太陽光等でありまして、今日のような雨が降っているとき等については、発電量というのが随分弱くなるわけですね。その辺がどれほど加味されてここで示されているのかっていうのを分かれば。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

ただいまの件は、施設を見学されたときにも感じられたところだと思います。風力の件についてはその季節ごとによって、羽根が回る早さであるとか、太陽光であれば、昼夜の時間によって光熱量が違ふとか、あるいは温度が高ければ、高い熱量がとれるものではないといったそのようなものがあると思います。資料4ページを開いていただきまして、設備利用率というところ、一番左側に発電施設の種別、それから設備利用率というふうな欄がございます。ここでいうと住宅用太陽光ですと13.9%、事業用ですと14.6%。これに対しまして、水力発電については48.8%、下のほうにいきますと、地熱発電の1万5,000KW以上でいくと67.4%と、こういう形で、それぞれの施設ごとの設備利用率を勘案して計算をさせていただいているところです。

○委員（宮内 博君）

ということは今説明があったように、太陽光だと13%から14%で計算した場合の年間発電量ということで理解していいんですか。いわゆる、理論的な数字、発電量ではなくて現状に照らしてこれぐらいの設備利用率があるということを加味して計算を出したもので、先ほどあったように、15万6,812戸分に供給する能力を持っているということではありますが、実際には6万2,000世帯ぐらいという市内の戸数は。だから2倍以上の発電をしているということになるわけだけれど、そういうのも加味した上で、出されている発電量ということで市民にそういう説明をしてもよろしいわけですか。

○地域政策課地域政策グループ長（横山雅春君）

4ページの年間発電量の算出方法でございますが、これにつきましては、その左の欄の設備の容量、これに左のほうの設備利用率、こちらを掛けまして、それにさらに年間でしたら365日ですので、365掛ける1日24時間になりますので、24を掛けた数値というのが年間発電量となっております。この設備利用率、例えば、太陽光の10KW未満13.9%という数字がございますが、こちらの数値につきましては、国のほうの調達価格等算定委員会、こちらのほうが数字を公表しておりまして、電源種毎の設備利用率、こちらの平均値をとって13.9%という数値となっております。したがってこの13.9%という数値が、必ずしも霧島市の現状をそのまま反映している数値なのかということになると、恐らく現状は、若干の誤差はあるのかなというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

若干の誤差はあるけれども、そういう気象条件とかいうものを加味して、発電できるであろうという、推計値では当然あるわけですから。いろんなその気象条件とかあるから。ということを加味したものであるという理解でいいということですね。今の答弁ではそうなりますけれど。

○地域政策課地域政策グループ長（横山雅春君）

今宮内委員のほうからありましたとおり、先ほど課長のほうからも、この数値、実際に一般家庭供給戸数でいくと15万6,812戸というのは、考えなければならぬ要因と、特殊要因というか外部要因というのはあるかと思いますが、単純に計算したときには、年間発電量として67万7,737MWという数値が出てまいりますので、この数値については、その算定根拠というものは明確だと考えておりますので、本市といたしましても、この数値というものは、特段外部に出すに当たっても問題ない数値なのかということは認識しております。

○委員（宮内 博君）

かなりその発言は大きいなというのを再度認識したところですけど、鹿児島県内でもかなり上位にあるんじゃないのかなと。九州県内でもそうじゃないのかなというふうに思いますけれど、その辺、分かっていますか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

以前は、全国の中で、上位を占めているというような数値を出していた時代もあります。ただ今、御存じのとおり、発電している事業が、九州電力も公表しておりませんし、それから自由取引ということで、そういった流れが非常にわかりにくくなっております。一方で、今宮内委員が言われるとおり、この霧島については、先般も、施設見学をいただきましたけれども水力、地熱、風力、様々な、事業が展開されておりますので、県内でも大きな太陽光設備等がございますが、エネルギーミックスという中では、県内でもトップクラスではないかと考えております。

○委員（宮内 博君）

あとこれは令和3年12月末現在の資料ということになるんですけど、現在その建設中の施設も、この前も現地調査をいたしましたけれども、数箇所ありますよね。そういうのを含めて、いわゆる申請がなされている自然エネルギーの状況を加味すると、将来的にはどういうふうに推計値が出されているのか、その辺分かっていたら。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

太陽光発電については、先般も現場を見に行ってくださいましたけれども、現在建設中のところもございます。また、地熱についても、調査井を今後生産井に変えまして、地熱発電が始まるということで、一方で、太陽光発電のメガソーラーの部分については、FIT法の、買取り価格が大幅に低下しているのです、先般、市長からの答弁もありましたけれども、今後、太陽光については、こちらのほうへの申請も激減しておりますので、伸びる要素というのは現在のところは少ないのかなというふうに考えております。その中で、先ほど委員から質問がありましておとり太陽光については、設備利用率が非常に低いのです、それなりのものをつくっても、発電量というのは大きく上がらないと。一方で、地熱、それから水力についても50%近くの設備利用率がありますので、こういったものが今後、霧島市の中でも推進されれば、電源構成というのは若干変わってくるのかなというふうに考えております。

○委員（仮屋国治君）

資料の3ページ、エネルギーミックス実現への道のりが示されているわけですけども、このところ、これ国の動向なんでしょうけれども、霧島市と照らし合わせて、今の話をちょっと組み立てられませんか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

答弁が正しいかわかりませんが、この3ページの中の新たなエネルギーミックス実現への道のりの2019年度のところを見ていただければ、再エネが18%、原子力が6%、そしてピンクの部分、化石火力が76%になっております。結果といたしまして、霧島市内には、石炭、石油、化石火力の発電設備はありませんので、電源構成だけでいくと、100%になるのではないかとというふうに考えております。

○委員（仮屋国治君）

またちょっと話を返しますけれども、先ほど、霧島市の年間の使用量はわからないと、不明だということでしたけれども、電力自由化前に九電なりが発表したような数値というのは、何かしら残っていないのですか。

○委員長（宮田竜二君）

休憩します。

「休 憩 午前11時45分」

「再 開 午前11時55分」

では再開します。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

本日お配りさせていただきました資料については、霧島市内の再生可能エネルギー事業におきま

して、それぞれの特徴に応じた設備利用率等を勘案しながら、一般家庭への電力供給戸数15万6,812世帯というのを提示させていただきました。一方で、御指摘にもありましたけれども、本市においては、様々な大企業であったり、中小事業系の会社等がありますので、そういった事業者へも供給しているという数字もございます。一方で、霧島市で生産されている、こういった再生可能エネルギーが、市外のほうへ供給されているという状況でございますので、それぞれの個別の数字をはじき出すのは困難であるということで御理解いただきたいと思います。

○委員（仮屋国治君）

現状は大体理解しましたけれども、今後の方向性ということで、口述の後半のほうにも、地熱発電についての説明があるわけですが、そもそものこの条例については、乱開発を危惧してつくったものではなくて、中重市長の肝煎りで、これを推進したいという思いで出てきた条例だと私は認識しておりましたけれども、その辺はどうなんですか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

今の議員の御質問については、地熱に関するものであるかと思えます。これについては本市特有の有望な資源であるということ。それから、昼夜を問わず、発電効率のよい熱源であるというふうに理解しております。一方で、やはり議員からの御質問等も受けておりますけれども、地元の理解、それと地中の関係でございますので、その中での専門的な、科学的見地から審査をして実施する、今後影響がないことを前提とするものでありまして、決して、促進を前提としているものではなくて、地元の理解、科学的見地、そういったものを委員会等で審議した上で、最終的に市長が判断するものと、私どもは考えております。

○委員（宮内 博君）

先ほど質問したんですけれども、それに答える回答がなかったもので、もう一回お尋ねしますけれど、現に提出をされているいわゆるメガソーラーといわれる大規模太陽光発電所の建設、それからその、計画をされている今、ありました地熱発電所等を含めて、現在の時点で明らかになっている、その完成したときにはこれぐらいの発電量になるだろうというのを推計したのは、持ち合わせていないということですかね。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

霧島田口につきましては、これまでの説明等におきましては、80MW 8万KWと伺っております。それから、烏帽子岳の九州電力については、4,500KWというふうに説明を受けて審査を行っているところです。

○委員（宮内 博君）

嘉例川の発電所の建設、それから隼人の上の志学館大学跡地の太陽光発電所、これもまだ完全に完成して送電まで行ってないというふうに思うんですけれど、そういう既に工事に着手して、まだ現在進行形、建設が途上にあるところの計画が完成したらどれぐらいになるんですかと。そこを聞いているんですよ。

○地域政策課地域政策グループ長（横山雅春君）

今、委員のほうからありましたとおり例えば、地熱でありますとか、先週、この前の土曜日に、小水力についても開所式の記事のほうも出てまいりました。あるいは太陽光の事業計画、そういうものも出されているというような状況でございます。で、それらを勘案した形で年間発電量であったりとか、そこら辺の推計をとるのは可能だというふうには認識しておりますが、現状として、そのような推計値のほうは、今のところ取っておりません。ただ、今年度、環境基本計画でありますとか、あと総合計画、総合戦略、それらの見直し年度となってまいります。本案件につきましては、今後、市政を進める上でも非常に重要なものというふうに認識しておりますので、それらの推計値なども踏まえた形でKPIであったりとか、目標値のほうを設定していきたいというふうに考えております。

○委員（有村隆志君）

今の件ですけれども、私も少し聞きたいなと思って、取りあえずこの3ページを見ていただくと。地熱であれば国は、67万から148万という、すごくでかい数字が41%だというものが出て来るわけですよね。だから、それであれば、今後予定される計画、申請そういうものは、当然、霧島市に報告するようになっていくわけだからその辺の計画は、予定が幾らぐらいあるのか。

○地域政策課地域政策グループ長（横山雅春君）

先ほどの答弁と重複するかもしれないんですけど、確かにガイドラインであったりとか、先般御視察いただきました地熱発電でありますとか、そういう事業計画が出され既に同意をされている案件というのは多々ございます。それらについての数値というものはもちろん市としては把握をしているところでありますが、現時点で、それらの例えば年間の発電量であったりとか、そういうものを数値として、推計値として落とし込んだ、そういうような資料というものは、現在のところ作成しておりません。ただその作成の重要性につきましては、今、宮内委員、有村委員のほうからもございましたとおり、市としても、それらの数値を的確に把握するということは必要だというふうに考えておりますので、今後、それらの数値であったりとか、それを踏まえた形での目標値というものについては設定していきたいというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

もうそれはあくまでも計画なので、現段階ではこの委員会に公表できないということでしょうか。例えば、メガソーラーについては何件、どれぐらいの発電の計画がある。地熱ではどうだというようなその概要についても、報告はできないんですか。

○地域政策課地域政策グループ長（横山雅春君）

資料の4ページの表の下の方に、アスタリスク、注釈ございまして、こちらの推計値につきましては、資源エネルギー庁が公表している令和3年12月末時点のFIT設備認定の状況のデータに、さらに市のほうで把握をしております数値等を、含めているというような形になります。もちろん、今、事業計画があったりとか、条例に基づく同意をしたような案件につきましては、これに追加をするような形で、推計的なもの、そういうものは作成できるというふうには考えております。

○委員長（宮田竜二君）

休憩します。

「休憩 午前11時59分」

「再開 午後0時5分」

再開します。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

宮内委員から御質問のありました、ここ数年後の太陽光であり、関係するエネルギーの動向等につきましては、こちらが公表できる、あるいは把握できる範囲で、本日お配りしました資料を改めて精査して、差し替えをするなどの準備をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員（仮屋国治君）

バイオマスについて、今後の課題と展望といいますかその辺はどのようにお考えになっておりますか。

○林務水産課長（市来秀一君）

今現在、市内に1か所あります。木質発電で、こちらにつきましては皆さん御承知かと思いますが、昨年、ウッドショックということで、世界的にも、木材需要が高騰した時期がございます。そういったものに対しまして、去年は6月が、最高値を更新しました。なかなかこういった未利用材、間伐材等が手に入りにくいという状況がありまして、こちらの企業のほうも大変苦慮された時期がございます。そういったところで木材の供給が安定的にできるかといいますと、いろんな世界中の経済状況、今ロシアであったり、そういったところの影響を受けますので、ちょっと安定供給に対

しては、課題があるのかなと考えております。さらに今は、湧水町のほうに、三菱地所が、主要な出資者になっております木材加工工場、さらに2025年度には、志布志港の近くに今度は住友林業が、また木材流通施設を、開業する計画になっております。そういった中で南九州の木材需要というのが、今後、ますます高まっていくのかなという中で、こういった木質発電用の材を安定的にどうやって確保していくかというのが、今後の課題になるかと思えます。

○委員（仮屋国治君）

先ほどから藤崎課長のほうもいろいろ言ってもらっているんだけど、4ページの資料のところで、これからの可能エネルギーのそれぞれの今後の展望というか、大きくなる小さくなる、国の動向もありますでしょうけれども、霧島市の地理的現状を踏まえたときに、こういった姿になっていくだろうという見込みがありましたら、お示しいただきませんか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

まず太陽光についてですけれども、FIT法の買取り価格が下がってきましたので、今後、これまでのとおり進むというのは考えられないのかなと思っております。ただ、期待されるのが、屋根置きでございます。いろんな工場等であったり、そういったところの空間を利用して、新たに土地を開発せずに利用する、こういった太陽光というのが、今後、推進されていくべきものなのかなというふうに考えております。それから、風力についても先般、現地視察していただきましたけれども、技術開発というのが進んでおりまして、そういった意味でのエネルギー効率というのも高くなっております。一方で、原材料の調達というのも厳しいというのも現状も把握いたしました。あるいは、地域によっては、地域の反対運動というのもございます。ただし霧島市については、海岸畑ということでの、賦存量というのはある程度あるというふうに考えられております。やはり、一つの水力というのはこの高低差を利用した中で、水利権者の方々とうまく水利を守りながら、水利を維持管理する費用を捻出しながら、安定した水田等への排出というのをも考えると、霧島市特有の水力というのでも安定したものではないかと考えております。一方、地熱については、御存じのとおり、調査から運転開始まで、数十年、下手すれば20年ぐらいかかります。これについては、条例で制定しておりますとおり、しっかりと調査研究をしながら、ほかに干渉をしないことを前提に進めるというのが必要であるというふうに考えておりますので、答えになるかわかりませんが、霧島市のこの広い土地を有効に利用しながら、事業者の方々への丁寧な対応と進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午後 0時10分」

「再開 午後 1時 6分」

△ 自由討議

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議に入ります。皆様から、カーボンニュートラルに向けた本市の再生可能エネルギー施設の現状と課題について、御意見はありますか。休憩します。

「休憩 午後 1時 6分」

「再開 午後 1時 7分」

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（宮内 博君）

前回の現地調査、そして、今日の執行部説明、受けて、再生可能エネルギーの本市に占める状況というのは、再認識をすることができたんですが、現在の発電量そのものが、霧島市の世帯の2倍以上の発電能力を持っているというのも、再認識をいただいたところですけど、先ほどありましたように、将来どういうふうになっていくのかと。現在計画をされている、例えばメガソーラーの建設の、ここ三、四年後の将来像といいますかね。そういうものについて、すぐ、回答がありませんでした。それで、現計画の中で、いかほどの発電量が設計されるとか、その辺のことは、準備をしてもらっていただいたほうがよかったのかなというふうに思います。同時に、現地調査の中でありましたように、大規模太陽光の発電所を建設というのは売電価格が非常に当初計画よりも、低く抑えられるという状況が進む中で、現地で工事関係者の方がおっしゃってたけれど、そういう状況があるのでその洋上発電、洋上の風力発電とか、そういうものに転換していくんだというようなことを事業者の方がおっしゃってましたけれど、そういう大規模な開発というのを伴って、今後も、霧島市でも出てくる可能性があるんだろうなど。メガソーラー建設についても、土砂崩れの危険のあるところに、許可がされたりとか、現に、土砂が流出をしたりとか、そういう状況も、永水地区等では現に体験をしてるわけですので、やはり、再生可能エネルギーのこれからについて、もっともっと議論が必要なのではないのかなということも、一つは感じたところです。あとバイオマス発電の関係ですけど、木質バイオマス発電の関係でも、木材価格の変動によって、計画そのものが修正を余儀なくされるというか、そういう状況もあったことも一部報告されました。ここで事業者の経路主体も変更なるなど、やっぱり一定の不安要素も抱えながら、動いている現状があるのかなというふうに思います。そういう、社会状況の変化も、直接、再生可能エネルギーの今後に大きな影響を与えるというふうに思いますので、執行部そのものも、将来予測ってなかなか難しいのかもしれないけれども、そういうことも踏まえた今後の対応策というか、そういうことも必要ではないのかなというのを感じましたので、委員長報告にも、その辺り、触れることができれば、触れていただければなというふうに思います。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終わります。

△ 委員長報告

○委員長（宮田竜二君）

次に、委員長報告についてお諮りします。今回の所管事務調査をこれで終結し、次の、本会議で委員長報告することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（宮田竜二君）

次に、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（有村隆志君）

今回、カーボンニュートラルに向けた本市の再生可能エネルギー施設の現状と課題ということで、多くの施設を、太陽光であったり地熱であったり、それから木質バイオ、小水力発電という、たく

さんの施設を見させていただきまして、風力も見させていただきました。ということで、霧島市が、そういった再生可能エネルギーのポテンシャルがたくさんある地域ですので、ぜひ、進めていっていただきたいと。今後、カーボンニュートラルに向けては、かなり大事な部分であると。市としても、取組を少し急ぐべきではないのかなという気がいたします。そして、特に、地熱発電については今後国も、資料いただいた中では、40何%まで上げるといふ、そして、我々が見た、大霧発電所でも、安定した発電ができて、夜間休日でも無人でやっているという、そしてまた、ベースロード電源にもなるという御説明がございました。そして一番私が心配していたのは、地中から、状況出してまた地中に戻す中で、いろんな、民間の温泉施設であったりそういう影響があるのではないかと心配をしておりましたが、説明を聞いて、温泉が出る層は全く違う層から蒸気を出しているというのが今回わかりましたので、すごくその点が安心したところとございました。そういうのを踏まえて、霧島市は、たくさんの地熱発電の可能性があるので、特にそういうもの力を入れていって、少しスピードを早めるべきではないかというふうに感じたところを付け加えていただきたいと思っております。

○委員（松枝正浩君）

今回、所管事務調査で調査をさせていただきましたけれども、議会からの発信も大切でありますし、また行政側も、しっかりと市民の方々にも、定期的に情報を発信していただきながら、市民を巻き込んだ形での再生可能エネルギーの議論も、少し行っていただきながら、先ほどありましたように加速していくような形で、少し進めていただきたいというふうに思います。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではただいまの御意見を織り込むこととし、報告については、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（宮田竜二君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議します。具体的な調査項目と、御意見はありませんでしょうか。

○委員（仮屋国治君）

さきの一般質問で、野村議員がされてらっしゃいましたけど、ケーブルテレビの現状ですか。霧島市といいますか、溝辺総合支所にもいっぱい課題があるそうです。どんな課題があるかわかりませんが、溝辺総合支所の現状と課題についてというぐらいの感じで、1か所ですけれども、ここで庁舎の問題とか、いろいろまだ課題も残されているのではないかなと思うんですけれども、出向いていったりして調査をしていくのも一つではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（有村隆志君）

範囲が広いと思うんですけれど、一つか二つに絞ったほうがいいんじゃない。溝辺に関して。漠然とってはたくさんありすぎるので。

○委員長（宮田竜二君）

休憩します。

「休憩 午後 1時28分」

「再開 午後 1時35分」

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務所に、事務調査については、今回の溝辺総合支所について（ケーブルテレビ及び庁舎の現状と課題）ということとさせていただきますいんですけれどもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

次に進みます。

△ その他

○委員長（宮田竜二君）

次に、委員会全般に係るその他として委員の皆さんから何かありませんでしょうか。

○委員（宮内 博君）

コロナの状況いかに、どういう調査ができるのかっていうのはかなり限られているというふう思うんですけども、通常6月議会の今の段階の委員会の席上で、いわゆる9月議会まで、あるいは12月議会前までに、県外を含めた行政視察というのをやってきているわけですね。それで予算的にはそれ付いているわけですけど、それをどういうふうにするのかというのを確認が必要じゃないのかなというふうに思ひまして、提案であります。それで、もしするということになったときに、3月の議会だったかな、12月だったか、いわゆるメガソーラー建設に関連して、条例をつくっているところが全国に192自治体に上っているわけですね。それで、ここ3年ぐらい前までは、もう不可能だと。条例つくるということで、なかなか、つくっている自治体そのものはなかったんですけど、現在ではもう県段階で、山梨県などは県の条例をつくっているというようなことがあるので、県段階でそういう先に進んでいるところのそれぞれの市町村で、どういう取組をやっているのかっていうのを視察ができれば、霧島市でまだ条例をつくっておりませんので、ガイドライン、あくまでもお願いの文書ということになってますから、さらに一步踏み込んでというような形でできるのではないかなというふうなことで、できるのであればそういうのを入れてもらえればというふうに思います。

○委員長（宮田竜二君）

今、宮内委員から御提案ありましたけども、皆さん、御意見ありませんか。

○委員（有村隆志君）

本当に行政視察もちょっとやってなかった、相手があることですので、相手が認めていただければ、今、私も、条例、あいらぶ霧島の皆様からそういう話もあったので、そこらも踏まえて、1回ちょっと、議会としても出来ないという上位法があるので出来ないというんじゃないかと、やはりもうそろそろ勉強すべきというところは、思っています。そのあとはまた皆さんに御検討すべきと。それで、私のほうは今、別件でありますけど、DXが、いよいよ、コロナを受けてのDXということもあって、やはり、先進事例がもしあるのであれば、何か言葉だけを先行して、具体的には何も出てこない。何か今でもできるようなこともやっている気が私はしています。なので、そういった、DXの関係で、執行部辺りの役所の仕事を少し簡素化したりだったり、いろんなそういうところの勉強はもしできるのであれば、そういうのもありかなと思うんですが、お願いします。

○委員長（宮田竜二君）

それでは、皆さん、御意見いただきましたので、行政視察、もう行くということはいいですよね。そのときに、皆さんが、テーマと先進地、どこどこ。例えば福岡市を見たりとか、そういうのを最終本会議の前日までに出していただいてもよろしいですかね。それで、取りまとめまた、最終本会議の後で、協議させていただきたいと思っておりますけども、よろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員（松枝正浩君）

今二つ上がっているんですけども、例えばほかに、こういうことをしたいというようなことも

提案を差し上げてもよろしいでしょうか。

○委員長（宮田竜二君）

いいですよ。例えば先ほどの再生可能があったんで、別府に地熱発電の実際の、あっちがやっているのをそこを確認しに行くとかですね。そういうのも出していたりとか。

○委員（松枝正浩君）

項目は先ほどのことにとらわれなくても、様々な総務環境が所管するものであるということでよろしいでしょうか。

○委員長（宮田竜二君）

テーマと場所をお願いします。

○副委員長（今吉直樹君）

もし、可能であればメガソーラー等と、DXの関連の視察先で、自主財源を模索する中で、宿泊税を導入している。地域の生の声や、そういうメリットデメリットについて、皆さんと勉強できたらなというふうに思います。

○委員（有村隆志君）

誰かが質問していました、稼ぐ、それで、我々市役所が稼ぐという言い方おかしいけど、少し、そういったこれだけ、ポテンシャルのある霧島市ですし、自治体として取り組めると。そしてそういうことをやっているところがあれば、それも一ついいのかなと。今ちょっと、今吉副委員長が言われて、そうかなと思ったから、そういうも含めていただければと思います。

○委員長（宮田竜二君）

それでは、皆さん、お考えがあったものを、最終本会議の前日までに、私のほうに御連絡をお願いします。それでは以上で本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉会 午後 1時45分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 宮田 竜二